

平成24年度 観音寺市保育料徴収金額表

※ 年度の初日(4/1)の年齢で保育料を決定します。途中入所の場合も同じです。

☆保育料は、児童の父母及びそれ以外の扶養義務者の前年分所得税の合計額等で決まります。

定 義		階層	3 歳 未 満 児	3 歳 児	4 歳 以 上 児
生活保護世帯		第 1	0 円	0 円	
第1階層及び第4～8階層を除き前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	前年度市町村民税 非課税世帯	第 2	7,000 [3, 500]	5,000 [2, 500]	
	前年度市町村民税 課税世帯	第 3	18,000 [9, 000]	16,000 [8, 000]	
	☆前年分所得税額(扶養控除後)				
40,000円未満		第 4	30,000 [15, 000]	27,000 [13, 500]	25,000 [12, 500]
40, 000円以上 103, 000円未満		第 5	44,500 [22, 250]	32,000 [16, 000]	28,000 [14,000]
103, 000円以上 413, 000円未満		第 6	50,000 [25, 000]	33,000 [16,500]	29,000 [14,500]
413, 000円以上 734, 000円未満		第 7	52,000 [26, 000]	34,000 [17,000]	30,000 [15,000]
734, 000円以上		第 8	52,000 [26, 000]	34,000 [17,000]	30,000 [15,000]

◎ 同時期に保育所(園)や幼稚園に通っている兄弟がいる場合の免除

2人目 ⇒ 半額 … []内の額 3人目以降 ⇒ 無料

◎ 保護者が現に扶養している子のうち、第3子以降の3歳未満児は無料です。

◎ 免除世帯について

* 母子家庭・父子家庭等

* 在宅障害児(者)のいる世帯

* 要保護者等、特に困窮していると、市長が認めた世帯

階層	3 歳 未 満 児	3 歳 児	4 歳 以 上 児
第 2	0 円	0 円	
第 3	17,000 [8, 500]	15,000 [7, 500]	

☆平成23年分から扶養控除が廃止になりましたが、保育料は今までとおり控除後の所得税額により決定します。お子さんの扶養状況を必ずお知らせください。

* 住宅借入金等の所得税特別控除については、保育料決定する際の税額には適用しません。控除前の税額で決定します。

* 保育料の変更について

毎年6月の税確定時期に保育料の見直しがあります。入所時に決定していた額が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。